

非グローバライゼーション環境下での相互理解醸成、パートナーシップ構築及び学術共同研究案件の形成: ミャンマーでの事例
Promotion of mutual understanding, partnership development, and academic research planning under reverse current against globalization:
Myanmar case

平野僚子

筑波大学生命環境科学研究所博士研究員

渡邊和男

筑波大学生命環境科学研究所教授

I. ミャンマーの概況

ミャンマーの農林水産業は貧困層にとっても、また貿易上においても重要な分野である。軍隊を除く国民人口の大多数は、農林水産業を中心とした天然資源に依存して生計を立てている。特に農業及び水産業は、自給自足の人口を支えており、生産の安定と持続性は国家の最重要課題と言える。ミャンマー中南部のイラワジデルタ地域は、主要食料生産地として輸出品を產生するだけではなく、食料稀少のチン州やザガイン管区等の山岳地帯への支援食料供給源となっている。ところが、これら余剰食料はミャンマー政府が企画運営し国内の食料保障を担保しているわけではなく、WFP 等の国際機関や ODA の支援で機能している状態である。ミャンマー北西部のチン州だけでも、WFP の介在がないと乳幼児を主体として毎日 100 人くらいの飢餓死者がでるといわれている。2008 年 5 月に襲来したサイクロンナルギスにより破壊されたモンスーン稻作期のイラワジデルタに対する、国際的な復興援助が行われた。この被害は過ぎ去った昔ではなく、いまだに間接的にボディーブローのようにじわじわミャンマー北半部の山岳地帯等食料自給不足地帯へ影響しているといわれている。

ミャンマーでは、ハリウッド映画を劇場で鑑賞できるし（ランボーIV はみられないでしょうけど…）、BBC や CNN などの海外からの報道ニュースも見ることができる。衛星放送番組や通信もサテライトディッシュがあれば都市部だけではなく郊外でも利用できる。都市部インフラの整備されているところではインターネットカフェも沢山ある。中国製の生活用品、ソニーやパナソニックの電化製品など多数商品があり、日本車を含めた多様な新しい外国製車両が沢山街を走っている。最貧国のわりには、アフリカ諸国等と比べると現代化や国際対応に向かっていることが感じられる。これだけを見ると海外と繋がっている印象を受けるが、一方、軍事政権のもと実質的には鎖国された状態である。

II. ミャンマーでの活動の難易度

外国人の観光者がヤンゴンの他、マンダレー、バガン、シャン州インレー湖など観光地に行く事ができるが、現地旅行業者等を通じた査証の手配手続きがないと観光ビザすら発給されないことがある。また、ミャンマーは ASEAN メンバーであり、ASEAN メンバー国との間でのメンバー国国籍者による短期訪問は、査証相互免除の原則があるが、ミャンマーは原則外国人の入国を制限し、ASEAN 等隣国からの移動を査証申請・許可によって制限している。

入国管理局や治安警察等処方の関係組織からの許可を受けていない地帯への訪問は禁じられている。これに反すると当然入国管理法違反であり、国家安全保障に抵触する重罪に取り扱われる場合もある。電話等の通信も常にモニターされており、インターネットも多様な検閲を受けている。ミャンマー人自身も、農村部や山岳地帯等では居住の制限や国内旅行の制限を受けている。国外への旅行の為のパスポート取得も必ずしもミャンマー人は自由にできるわけではない。

村落地域振興や農業に係る学術研究やODA のための調査は観光旅行を遥かに超えた手続きの難があり、2~4ヶ月の申請後待機期間が必要である。外国人のこのような活動は、主務省大臣の判断のもと、Foreign Affairs Policy Committee (FAPC)での許可と大臣級の閣議決定で決済されている。国連機関などによる人道的援助についても簡単に入国許可ができるわけではなく、ナルギスサイクロンの際の支援活動についても FAPC は厳しく監査を行い、人道的活動が遅々として進まなかつたことは実例である。入国管理上の適正な査証を取得する以外に、特に辺境部少数民族地帯では、多数の関連省庁や軍関係からの調査研究の許可が無ければミャンマー国内を移動できない。そして、たとえこのようなミャンマー国内調査が許可され移動が可能となっても、国内各所の関所のようなチェックポイントでパスポートや査証の検査があり、まさに江戸時代のような様相である。

上記の活動の手続と実施にあたり、当然現地カウンターパートが必要であるが、ミャンマーの相手方組織によほどの利点が無いかぎりは一見のコンタクトによる協力支援は望めない。ミャンマー公的組織の文官は、FAPC 等政府中核機関への配慮から、外国人に対応する事に極端に慎重である。過去の研究協力関係や留学生等の受け入れ等により、相互認知が十分存在する場合も同様である。たとえ科学技術の学術交流活動であっても、外国人と関わる事は政治的リスクがあると現地では認知されている。日本の大学等学術研究機関の研究者でも、他国で行っているような考え方でミャンマーに連絡を取り、コミュニケーションがままならず、相手方の対応を非常に理不尽に感じられている方も多いと思う。一方、このような実情を踏まえたうえで、相手方対応組織のスタッフは、出来るだけの事を対処してくれている実情を認知する必要ある。活動実施においても、カウンターパートとして

現地組織の職員が同行してくれるが、これは便宜供与や活動協力のためではなく、外国人への監視である事も公知の事実である。

さらには、制度上の難だけではなく、インフラストラクチャーの不備や脆弱性も十分に理解すべきである。例えば、国際電話回線は少ない、雨期に回線が寸断される、停電で電話機が機能しないなど通信機能的な問題も沢山ある。電子メールを送ってもとどかないことや返事が来ない理由は沢山ある。このような場所は世界各地にあるが、往々にして日本の常識では考えられない事は起こりえることは常に留意する必要がある。

III. 教育・研究の概況

日本政府の東南アジアでの外交上重要支援国として CMLV があるが、ミャンマーは支援の重要性が認められている中、国連でのサムクションに応じた日本政府の ODA 凍結等で人道的支援や麻薬撲滅等の活動の他に実質的な支援があまりない。一方、教育や科学技術への理解促進は重要な課題である。鎖国状態は、教育事情にも強く影響している。初等中等教育は、日本の昔の寺子屋的な教育だけであり、農村部や山岳地帯の就学率は低い。

高等教育においては、教育省傘下に多数の大学があり農業灌漑省、林業省、科学技術省、国境地域民族省等にも直轄大学があるものの、多くの大学は政府の規制により機能しておらず、科学技術知見が十分に海外から流入していない。教員の人材養成も停滞しており、老齢化だけではなく、若手教員の知見・技能不足が多々ある。さらには、過去 30 年くらいの教育・科学技術情報の停滞による教育の遅れがある。このため、新規の科学技術情報が書籍や科学雑誌として提供されても十分に教育・研究者自身が理解・消化できない状況が往々にしてある。教育機関での外国人との交流を FAPC 等が厳しく制限しているため、ここでも実質鎖国の影響が強くあらわれている。温故知新も尊重すべきであるが、仮説実証の流れ、実験計画や結果解析等のオーソドックスな研究の考え方自体も十分に根付いておらず、高等教育研究機関としての基盤能力は粗末であると考えられるが、博士号の学位を授与する大学も存在する。

仏教に強く影響を受けて社会・文化に支えられた向上心と良心も存在している。例えば、日本の大学や研究機関において、ミャンマーリ留学生や研修生たちが教員や研修指導者に接する姿勢の丁寧さに敬意を評される方々は多いと存じる。一方、革新的な人材養成や科学技術の導入吸収を目指した現代化への対応の為には、古き良き物からのパラダイムシフトが必要と感じられる部分もある。

IV. 基盤情報と人的つながりの構築

海外学術研究において、現地の相手方として農業分野であれば、農業関連省が相手方に

なる。例えば、我々の場合では、ミャンマー農業灌漑省傘下の農業企画局(官房相当, DAP)、農業公社(MAS)、農業研究局(DAR)、イエジン農業大学(YAU)等諸機関が、我々の協力機関となっている。また、これらを諮問支援するかたちで存在する農林牧畜水産アカデミーが存在し、実質的交流だけではなく、協定も発効させている。なお、このようなルートは一朝一夕で信頼関係が構築されたわけではなく、相手方組織への理解や人事的な変遷の対処等について、10年以上に渡って細く長く続いた多数の人的努力と実質交流を支援してくださった個別のスポンサーが存在したからである。在外公館や JICA、日系民間団体等、通常容易に準備できる情報ルートだけではなく、海外国際機関の現地事務所、IUCN 等国際 NGO や日本に留学経験のある過去の文部科学省国費外国人留学生 OB などとのネットワーク作りも当然必要である。

さて、文部科学省の大学国際化拠点整備事業(G30)において、選抜された大学はその使命のひとつとして、海外拠点における日本学術機関への支援や便宜供与を行い、日本国内及び相手方とのネットワーク作りを推進することになっている。筑波大学留学生センター長としての G30 実施者の立場からは、日本の大学間の競争がかなり感じられるが、農学分野においては、共通の関心事だけではなく、共通の財産として、このような日本国策的な事業に大学連携を図り、多様なネットワーク構築を期待したい。ミャンマーにおける関係や情報は、筑波大学及び協力組織のノウハウやトレードシークレットの部分や個人の才能によるところは多々ある。しかしながら、これらを出来るだけ公共化し、個人研究ではなく、オールジャパンでの国際学術研究協力に繋がればと願っている。

V. 倫理、社会慣例及び法的ルールへの注意

日本国内でも地域ごとの慣習や文化の違いは大きく存在し、また同じ言語を使ってコミュニケーションを行っても個人の認識の違いによる齟齬は容易に生じる事もある。海外学術研究においてはいかなる学術分野においても、個人や相手方社会・組織への配慮を、積極性と透明性をもたせ行うべきである。行動の規範となるべき code of ethics を第 3 者監査のもと持つべきであり、さらにこれに加えて相手方の文化や社会に応じた個別の理解促進と留意を周到に行うべきである。ODA 等国際協力事業に置いても、行動規範や活動提要が存在するはずである。相手国の特徴やシステムを十分に事前理解したうえでの企画立案及び実施を検討するのは当然のことであるが、現場での実施者は必ずしも消化されていない場合もあり、dogmatic にならないように高邁な精神と意識の洗練度向上を常に図る必要がある。

ミャンマーにおいては、万事軍事政権の判断する所で活動の可否が決まるが、行政担当者の忌避をさけるために軍事政権の上層部とのつながりや直接交渉をさせて、相手方行政

システムを尊重することは絶対に守るべきである。これまでに、ミャンマー利権者を通じて、閣僚や政府の最高決定機関である国家平和開発評議会(State Peace and Development Council, SPDC)幹部との折衝を行って来た日本人学術研究者もいるようだが、これは長期的には文官の忌避する所であり、善意の学術コミュニティー全体を危機にさらす場合もあり得る。

学術研究調査に付帯して、当然ながら、多様な国際法や国内法への理解と遵守も絶対必要である。例えば、育種・遺伝資源分野や民俗学分野では、伝統知の保護、植物検疫、種苗法、知的所有権法、ワシントン条約、生物多様性条約、FAO 食料農業遺伝資源条約等を幅広く考慮する必要がある。これらへの配慮と遵守は、個別の責任だけではなく、対象国にかかわる関係者すべてへの責務であるように認知すべきである。当然ながら、相手方は十分な知見を持っていない場合や *pragmatic* に上記法的事項を対処しようとする傾向がある。ミャンマーの場合もしかりで、前述の多くの国際法にミャンマーは加盟しており国内法も存在するが、個別のカウンターパートがすべてを理解しているわけではない。いわんや伝統的な農村社会調査など、鎖国様態で非グローバライゼーション状態にある環境で、一般農民である相手方の理解を放任や鵜呑みにするのではなく、*code of ethics*に基づき相手方を理解し、支援できるよう啓蒙自体も考慮し、法的手続きを周到に行うように理解を醸成する必要がある。

VI. 経済的互恵性への配慮

日本とミャンマーの経済的な格差は、関係する個人にとって往々にして過剰な金銭的及び物質的期待、そのエスカレートや汚職の可能性をもっている事を常に留意して活動が必要である。協力に関わる礼金などについて、我々に取っては些少な金銭でも、相手方には多大な利益になることもあり、事前の了解確認事項として重要である。このような金銭的及び物品授受は、不正になり得る事やそれを得られなかつた別人の嫉妬を買うなどのこともあり、個別行為としては避けるべきである。国は別だが、パキスタンの北西辺境州ペシヤワール近隣でグローバライゼーションを全く否定している伝統部族地域 Daraあたりでこんなことやつたら、おそらく日本人は2度とゆけなくなると考えられる。またどうしても礼金等供与が必要ならば、慣習と相場を良く理解すべきである。金銭や物品の供与について必要あれば相手方組織に透明性をもたせ、あくまでも組織への貢献として行うべきである。また、ミャンマーでの個々の活動は、個別に意識せずとも相手方は、オールジャパンの活動としてとらえていることを認知すべきである。個別の研究事業が成立するために、利己的な行為を行った結果他の事業に悪影響を及ぼしてしまう事も往々にしてある。

相手方が、便宜供与をしてくれる場合についても同様に配慮の必要がある。まずは、こ

れは約束事項であるかどうか、あるいはさらに法的拘束力の強い契約事項になっているかなどの注意が必要である。例えば、ミャンマーでは、遺伝資源探索調査等や農村調査で宿泊施設が無く、役所のゲストハウスなどで宿泊の支援を受ける事もある。ここで、実際に相手方に費用負担が派生しているが、実質的に無銭宿泊になっていないだろうか？車両供与等もしかりで、相手方の多大な負担になっていないであろうか？詳細をなかなか取り決め出来ない事情がある事を理解する必要もある。日本のフィールド研究者には、バックパッカー的な行動をされて、旅先での好意程度にとられて、本質的な相手方負担やルールを理解されていない場合も散見する。結果として忌避される存在 *persona non grata* にならないだろうか？

日本側におんぶにだっこを要求しているわけではない。精神としての互恵性は協同事業としては絶対必要である。実際には、極貧である相手方組織に対する経済的負担軽減は必ず考慮すべきであり、先に述べた様に過剰な支援にならないような中庸が必要である。科研費等での経費は、旅費や車両借受、通訳謝金等多様な費目への支出が可能であるはずである。本質的に学術調査が成功し、また相手方の納得や満足が得られ *win-win* になれるよう、このような経費執行があるべきではないかと考えられる。また、これらへの執行への理解も、JSPS や文部科学省を始め、大学での事務実務支援者においても理解が促進されることを期待する。

VII. 危機管理への配慮

海外学術活動においては、各大学多様な危機管理体制を持っている。一方でフィールド調査実施者として、危機に陥らないような計画の策定、実施開始後における危機回避のための計画中止等の判断が必要である。このような状況になりえるような対象地では、フィールド調査を企画すべきではないという判断もあるが、リスクゼロでの海外フィールド調査は逆にあり得ない。現行の研究助成制度では、単年度での予算執行が原則であり、繰り越し可能でありながら実務的にはかなり厳しい。一方、政変、異常気象、天災等で計画を中止延期しなければならないことは様々な地域であり得る。特に農学研究においては、フィールド調査対象域において、予定の変更等を強いられる事も多々ある。企画した日程通りに研究が現地で進む努力は必要であるが、研究を管理する側には事務的な部分の遵守だけではなく、本質的な成功と安全確保へのさらなる理解を期待したい。

また、個別の危機管理対処は必要である。通常の電話回線等で連絡が出来ない、道路が悪く予定の半分しか移動できない、橋が流された、雨期洪水で移動不能、軍による通行規制で道が使えない、悪路で車両が破壊された、代替車両が無い、野生の象が道を占拠して通行不可、地雷地帯に紛れ込んでしまった等々、いかなる状況も想定し対処できる判断力

と危機管理支援は必須である。このような状況に対処できる人材を育てたいところだが、現在の日本の大学環境でははてさてできるだろうか疑問も常に有る。

VIII. 依存からの脱却と活人へ

相手の事情を理解して、企画立案及び実行してゆく事をのべてきた。郷にいれば郷に従え的な考え方もあるが、迎合ではなく自己の倫理規範に基づき根底の意識を維持する必要も有る。相手方にも、こちらのルールや立場を理解し相互理解のありかたを考えてもらう必要が有る。ミャンマーの様に実質鎖国状態で、思想や行動の自由が制限されている環境で暮らしている人たちに、国外の多様な価値観やルールのありかたはすぐに認知できないであろう。一方、相手方の理解醸成を根気よく支援する事は、対等なパートナーシップ作りに本質的に繋がると考えられる。

名古屋大学農学国際教育協力研究センター 第10回オープンフォーラム
国際協力における大学の貢献のあり方・戦略的参画にむけて

非グローバライゼーション環境下での 相互理解醸成、パートナーシップ構築 及び学術共同研究案件の形成: ミャンマーでの事例

筑波大学生命環境科学研究所
教授 渡邊和男
博士研究員 平野僚子

筑波大学 University of Tsukuba

2009年11月30日

I. ミャンマーの概況



http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/index.html

筑波大学 University of Tsukuba

- 面積: 68万平方キロメートル(日本の約1.8倍)
- 人口: 5,322万人(2004)
- 首都: ネーピードー
- 民族: ビルマ族(約70%)、その他多くの少数民族
- 言語: ミャンマー語
- 主要産業: 農業
- 一人当たりGDP: 219ドル(2006, IMF推定)

社会インフラについて



筑波大学 University of Tsukuba

- 海外の報道ニュースも見ることができ、インターネットカフェもある(接続には制限あり)
- 都市部の生活物資は比較的豊富
- しかし、軍事政権のもと実質的には鎖国された状態

II. ミャンマーでの活動の難易度

筑波大学 University of Tsukuba

- 現地での移動
 - 原則外国人の入国を制限
 - Foreign Affairs Policy Committee (FAPC)の閣議決定で決済
(例: ナルギスサイクロンの際の支援活動の遅れ)
 - 国内各所でのパスポートや査証の検査
- カウンターパート
 - 外国人への対応に極端に慎重(政治的リスク)
 - 対応組織のスタッフは、出来るだけの事を対処してくれる
 - 活動実施において現地組織の職員が同行は、実質的に外国人への監視

III. 教育・研究の概況

筑波大学 University of Tsukuba

- 教育や科学技術への理解促進(農村部や山岳地帯での低就学率)
- 高等教育
 - 教育省傘下に農業灌漑省、林業省、科学技術省、国境地域民族省等にも直轄大学あり
 - 政府の規制により機能マヒ(30年くらいの教育・科学技術情報の停滞)
 - 教育機関での外国人との交流をFAPC等が厳しく制限
 - 博士号の学位を授与する大学も存在
- 革新的な人材養成や科学技術の導入吸収を目指した現代化への対応の為には、パラダイムシフトが必要を感じられる部分もある

IV. 基盤情報と人的つながりの構築

筑波大学の例

筑波大学 University of Tsukuba

- ミャンマー農業灌漑省
 - 農業企画局(Department of Agricultural Planning)
 - 農業公社(Myanma Agriculture Service)
 - 農業研究局(Department of Agricultural Research)
 - イエジン農業大学(YAU)等
- 農林牧畜水産アカデミー
(交流協定による交流、2008年2月から)
- 相手方組織への理解(長く続いた多数の人的努力)

国際学術研究協力へ向けてのネットワークづくり

- 在外公館、JICA、日系民間団体、海外国際機関の現地事務所、国際NGO、日本に留学経験のある外国人留学生OBなどのネットワーク
- 共通の財産として、国策的な事業に大学連携を図り、多様なネットワーク構築を期待
- オールジャパンでの国際学術研究協力



V. 倫理、社会慣例及び法令の順守

- 個人や相手方社会・組織への配慮
- 第3者監査のもとの倫理規程の重要性
- 相手の文化や社会に応じた個別の理解促進
- 独断的にならないように
- ミャンマーにおいては、万事軍事政権の判断で活動の可否が決まる
- 軍事政権の上層部とのつながりや直接交渉をさけ、相手行政システムを尊重



国際法や国内法の理解と順守： 実務者レベルでの留意点

遺伝資源の収集調査のケース

- 伝統知の保護
- 植物検疫
- 知的所有権法
- ワシントン条約
- 生物多様性条約
- FAO 食料農業遺伝資源条約 etc.



上記国際法にミャンマーは加盟しており国内法も存在しかし、個別のカウンターパートがすべてを理解しているわけではない

周到な事前の準備（日本国内での準備） 相手の理解を促進しつつ、法的手続きをを行う



VI. 経済的互恵性への配慮

- 過剰な金銭的及び物質的期待 => エスカレートや汚職の可能性
 - 礼金等供与が必要ならば、慣習と相場を良く理解
- 金銭や物品の供与は、あくまでも組織への貢献
- 相手からの便宜供与の場合についても同様に配慮
 - 約束事項？法的拘束力の強い契約事項？
例：宿泊施設が無く、役所のゲストハウスなどでの宿泊支援。
実質的に無銭宿泊？相手方の多大な負担にならないであろうか？
- 精神としての互恵性、（実際には、極貧である相手組織に対する経済的負担軽減を考慮）



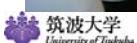
VII. 危機管理への配慮

- 各大学・機関での危機管理体制の充実
- フィールド調査実施者の危機管理
 - 危機に陥らないような計画の策定
 - 実施開始後における危機回避のための計画中止等の判断（リスクゼロでの海外フィールド調査は逆にあり得ない）
 - 研究を管理する側の、本質的な成功と安全確保へのさらなる理解を期待
- 個別の危機管理対処
 - 通常の電話回線等で連絡が出来ない、道路が悪く予定の半分しか移動できない、橋が流された、雨期洪水で移動不能、軍による通行規制で道が使えない、悪路で車両が破壊された、代替車両が無い、野生の象が道を占拠して通行不可、地雷地帯に紛れ込んでしまった等々…
- いかなる状況も想定し対処できる判断力と危機管理を支援する人材の育成



VIII. 依存からの脱却と活人へ

- 相手の事情を理解した、企画立案及び実行
- 倫理規範に基づき、根底の意識を維持
- 相手にも、こちらのルールや立場を理解し相互理解のありかたを考えてもらう
- 理解醸成の根気強い支援が、対等なパートナーシップ作りに本質的に繋がる



ご静聴ありがとうございました



ကျေးဇူးပါ

質疑応答

(伊藤) ありがとうございました。それでは、ただ今のご報告につきまして、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

(田中) どうもありがとうございました。ミャンマーでの遺伝資源探索の研究調査を実施する場合、イエジン（Yezin）にある中央農業研究所などがカウンターパートとなるのですか。その研究所には、日本が協力した遺伝資源センターがありますが、そういうところと共同で、調査を実施されるのでしょうか。あるいは、別に、農業灌漑省の許可をもらって現地のカウンターパートと一緒に探索されているのですか。日本が援助したセンターがあるのですが、今日はそのお話を聞けませんでしたので、そことの関係について伺います。

(平野) 現在、筑波大学で行っている活動に関しましては、イエジンの JICA の援助のジーンバンクとは、かかわって仕事はしていない状況です。というのも、現在私どもが行っていますのが、低利用作物の収集を主に行っておりまして、イエジンのシードバンクは、主に穀物でイネの遺伝資源が多いと思いますので、そういう関係もありまして、今は特にイエジンのシードバンクと一緒にやっているということはないです。

(田中) その場合、カウンターパートはイエジンの農業大学ですか。

(平野) 今、一緒にやっていますのが農業灌漑省で、主に VFRDC (Vegetable and Fruit Research Development Center)と一緒にやっています。ただ、特に機関を限定してではなくて、農業灌漑省の中のさまざまな機関と一緒にやっておりますので、私の場合は特に VFRDC と共同研究が多かったのですが、この間はプラントバイオテックの方と一緒に探索を行いました。

(伊藤) ありがとうございます。それでは九州大学の緒方先生からのご質問をお願いいたします。

(緒方) どうもありがとうございました。ミャンマーの人にとって、留学先というのはほとんど日本しかないと思います。欧米はほとんど受け入れていないです。

(平野) そうですね、はい。

(緒方) ただ、向こうからこちらは見えないので、今は限られた大学にしか来ていないのです。例えば、こういうところがコアになって、日本にこういう大学があって、こういうところがありますよというのを、もう少しアピールできたら、恐らく、もう少しミャンマーの方々も来るかもしれません。

私の質問は、中国の動きが気になっているのですが、ミャンマーでやられたときに、中国の研究者、あるいは中国の大学の方はいませんでしたか。

(平野) 中国に関してなのですが、私が活動している限り、中国の研究者の方がミャンマーで活動しているところには、お会いする機会はなかったのですが、現地の研究所の、例えば私のカウンターパートが数ヶ月、中国であったワークショップに参加したとか、もう1件、韓国がかなり援助を行っているようで、やはり中国と韓国との共同研究を行っているという話は聞きます。

ASEAN のくくりで、ほかの ASEAN 諸国に関しては、私も情報がないのですが、タイで、学位取得ではなくて、短期で研究員として留学みたいなことをやっているプログラムはあるそうです。ただ、それも実は日本のファンドでお金が出ていて、ミャンマーとタイの大学のアレンジメントを行って、人材を送るような形になっているそうです。

(伊藤) ありがとうございました。まだご質問がおありかと思いますが、時間が押しておりますので、これにて第2セッションを終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。